

令和5年 9月27日開会

令和5年 11月1日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和5年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
-----------	---

第1日 9月27日（水曜日）

1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会・開議	7
6. 会議録署名議員の指名	7
7. 諸般の報告	7
8. 会期の決定	7
9. 認第1号 令和4年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	
認第2号 令和4年度 志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について	
以上 2件一括上程	8
(1) 提案理由の説明	8
10. 第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
(1) 提案理由の説明	9
(2) 質疑（なし）	11
(3) 討論（なし）	11
(4) 採決（賛成総員・可決）	11
11. 散会	12

第2日 11月1日（水曜日）

1. 出欠席議員	13
2. 出席説明員	14
3. 職務のため出席した職員	14
4. 議事日程（第2日目）	15
5. 開議	16
6. 諸般の報告	16
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	16
8. 認第1号 平成4年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	
認第2号 平成4年度 志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について	
以上 2件一括上程	26
(1) 質疑（なし）	26
(2) 討論（なし）	27
(3) 採決	
ア、認第1号議案（賛成総員・認定）	27
イ、認第2号議案（賛成総員・認定）	27
9. 閉議・閉会	27

令和5年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期9月27日（水）から11月1日（水）までの28日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
9月27日	水	本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時 分～） ○議員全員協議会（午後2時45分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月1日	金	休会
10月2日	土	休日
10月3日	日	休日
10月4日	月	休会
10月5日	火	休会
10月6日	水	休会
10月7日	木	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月8日	金	休会
10月9日	土	休日
10月10日	日	休日
10月11日	月	休会
10月12日	火	休会
10月13日	水	休会
10月14日	木	休会
10月15日	金	休会
10月16日	土	休日
10月17日	日	休日
10月18日	月	休会
10月19日	火	休会
10月20日	水	休会

10月21日	木	休会
10月22日	金	休会
10月23日	土	休日
10月24日	日	休日
10月25日	月	休会
10月26日	火	休会
10月27日	水	<p>本会議第2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午後2時20分～） ○議員全員協議会（午後2時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

9月27日（水曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	内田修司	議員	(焼津市議会議員)
4番	増井好典	議員	(焼津市議会議員)
5番	鈴木岳幸	議員	(藤枝市議会議員)
6番	平井登	議員	(藤枝市議会議員)
7番	河合一也	議員	(焼津市議会議員)
8番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
9番	油井和行	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
11番	川島要	議員	(焼津市議会議員)
12番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
13番	小林和彦	議員	(藤枝市議会議員)
14番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
15番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
16番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山	真
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事 務 局 次 長	八 木 隆 之	
消 防 長	大 橋	充
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員

	鈴 木 正 和	
--	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	岡 真太郎	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会主任主事)

令和5年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和5年9月27日（水）午後2時55分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会、開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- （1）管理者提出議案の受理について
- （2）例月出納検査結果報告書の受理について

日程第1 会期の決定

日程第2 認第1号 令和4年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
認第2号 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出
決算認定について

以上2件一括上程（管理者からの提案理由の説明のみ）

日程第3 第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

以上1件上程（提案理由の説明）

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

散会

◎本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後 3 時00分開議

○議長（山根 一議員） 皆様、こんにちは。少し時間が早いようですけども、全員おそろいですので、ただいまから、令和 5 年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4 番 増井好典議員、12番 杉田源太郎議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（小西裕充） 議長。

○議長（山根 一議員） 書記長。

○書記長（小西裕充） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ、管理者から、認第 1 号 令和 4 年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか 2 件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和 5 年 6 月分）及び（7 月分）の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

○議長（山根 一議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第 4 号 令和 5 年 6 月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域（監）第 5 号 令和 5 年 7 月分 例月出納検査結果報告書
-

○議長（山根 一議員） 日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を、本日から11月 1 日までの36日間としたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、36日間に決定いたしました。

○議長（山根 一議員） 日程第2 認第1号及び認第2号、以上、2件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました認第1号及び認第2号につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

認第1号及び第2号でございますが、令和4年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

初めに、認第1号 令和4年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、ごみ、し尿等の処理施設、斎場会館の運営や住民の生命、財産を守る消防・救急業務など、圏域住民の皆様にとって欠くことのできない多くの事業を実施してまいりました。特に、各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら、適時設備等の整備を実施いたしまして、安全で安心した運転管理に努め、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

まず、令和3年4月から新しい施設で供用開始された藤枝と大井川の環境管理センターにつきましては、DBO方式により運営されました。また、旧施設の解体も順調に進んでおります。

仮称ではありますが、クリーンセンター整備につきましては、タクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体に事業者が決定いたしまして、令和8年度の稼働開始に向けて、こちらもDBO方式により事業が進められております。

消防・救急業務につきましては、近年、地震だけでなく、台風や豪雨等の災害が増えており、日頃から人命救助に最善を尽くす体制づくりに力を注ぐとともに、消防ポンプ自動車などの消防車両を計画的に更新することにより、消防力の強化を図ってまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が57億1,146万1,730円、歳出決算額は54億5,976万3,381円となり、前年度と比較しますと、歳入は16.2%、歳出は14.5%それぞれ減となりました。

次に、認第2号 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

学校運営におきましては、引き続き、学習環境の整備に力を注ぎ、関係3病院との連携を密にした教育により看護実践力を強化し、質の高い看護師育成に努めてまいりました。

こうした中、令和4年度の看護師国家試験では、3年生35人全員が合格いたしました。また、関係3病院には30人が就職し、地域医療に貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が2億2,857万5,360円、歳出決算額は2億1,274万5,079円となり、前年度と比較しますと、歳入は8.1%、歳出は6.7%それぞれ増となりました。

以上が令和4年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要であります。これら組合事業の執行における主たる財源は二市の分担金でありまして、市民の税金であることを認識し、常に経費節減に心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、「令和4年度歳入歳出決算書」及び「主要施策概要報告書」とともに「監査委員の審査意見書」を付してありますので、よろしくお願いたします。

以上、2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山根 一議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（山根 一議員） 日程第3 第13号議案を議題といたします。

管理者から、提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 引き続き、よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

以上、第13号議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防長（大橋 充） 議長。

○議長（山根 一議員） 消防長。

（登 壇）

○消防長（大橋 充） それでは、私から、第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書1ページから2ページを御覧いただきたいと思います。併せて参考資料1ページから6ページの火災予防条例の新旧対照表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後となっております。下線の部分が改正箇所となります。

本議案につきましては、令和5年2月21日、総務省消防庁より、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

本改正の背景には、1点目として、近年、脱炭素社会に向けた大型電気自動車等の普及拡大に伴い、急速充電設備の高出力化への需要の高まりがあり、総務省消防庁において火災危険の検討を行ったところ、高出力化における新たな火災危険はないことの報告を踏まえ、所要の整備が行われたことにあります。

2点目は、健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。既に消防分野では火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めているため、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、火災予防の規定の整備が行われたことにあります。

具体的な改正内容につきましては、第11条の2において、今まで、自動車又は原動機付自転車が急速充電の対象となっておりましたが、船舶、航空機その他これらに類するものが加えられるなど、急速充電設備の定義の明確化を行うとともに、200キロワットまでとなっていた全出力の上限を撤廃することや、同設備の位置、構造及び管理に関す

る基準の細目を改正するものであります。

第23条においては、喫煙所において健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいものとします。また、「禁煙」、「火気厳禁」または「喫煙所」と表示した文字による標識を設置する際に、図記号による標識を設置する場合は、国際標準化機構 I S O が定めた規格、または日本産業規格 J I S に適合するものにしなければならないものとするものです。

なお、改正条例の施行期日につきましては公布の日としますが、急速充電設備に関わる第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行となります。

以上、第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山根 一議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたしますので、休憩中に議案に対する質疑のある方は通告願います。

午後3時8分 休憩

午後3時8分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案1件に対する質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議案に対する討論のある方は通告願います。

午後3時8分 休憩

午後3時9分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案1件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これから、第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山根 一議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

開会日時をお知らせいたします。

11月1日午後3時開議です。

本日は、これで散会いたします。

午後3時10分散会

1 1 月 1 日 (水曜日)

○出席議員（16人）

1 番	深 津 寧 子 議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春 議員	(藤枝市議会議員)
3 番	内 田 修 司 議員	(焼津市議会議員)
4 番	増 井 好 典 議員	(焼津市議会議員)
5 番	鈴 木 岳 幸 議員	(藤枝市議会議員)
6 番	平 井 登 議員	(藤枝市議会議員)
7 番	河 合 一 也 議員	(焼津市議会議員)
8 番	村 松 幸 昌 議員	(焼津市議会議員)
9 番	油 井 和 行 議員	(藤枝市議会議員)
10 番	大 石 保 幸 議員	(藤枝市議会議員)
11 番	川 島 要 議員	(焼津市議会議員)
12 番	杉 田 源太郎 議員	(焼津市議会議員)
13 番	小 林 和 彦 議員	(藤枝市議会議員)
14 番	池 谷 和 正 議員	(焼津市議会議員)
15 番	石 田 江利子 議員	(焼津市議会議員)
16 番	山 根 一 議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事務局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	八 木 隆 之	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	岡 眞太郎	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会主任主事)

令和5年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和5年11月1日（水）午後3時

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開議

諸般の報告

（1）一般質問の通告受理について

日程第1 一般質問

1 12番 杉田源太郎議員

（1）ごみ処理に伴う焼却灰と最終処分場について

2 2番 石井通春議員

（2）派遣中心人事から転換を

日程第2 認第1号 令和4年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上2件一括上程

1 質疑

2 討論

3 採決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時 00 分開議

○議長（山根 一議員） これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（小西裕充） 議長。

○議長（山根 一議員） 書記長。

○書記長（小西裕充） 御報告いたします。

初めに、杉田源太郎議員ほか 1 名からそれぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。

以上です。

○議長（山根 一議員） 初めに、杉田議員の一般質問となりますが、現在、議場におられませんので、次に進みます。

○議長（山根 一議員） 日程第 1 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

先ほど述べたとおり、続いて、2 番 石井通春議員。

○2 番（石井通春議員） 議長。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

（登壇）

○2 番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、組合の人事について、特に、両市からの派遣によって構成されている点を質問いたします。

組合が所管する事業は、ごみ処理や斎場、し尿処理、看護学校、消防と実に多岐にわたっており、かつ専門的な知識と経験・技量が必要な職種でもあります。

まず、現在の職員の構成ですけれども、知識と経験が必要とされながら、そのほとんどが両市から短期間の期限付の派遣で構成されております。どんなに優秀な職員でも経験があつてこそスキルアップもして育成にもつながるものだと思いますけれども、残念ながらそうになっておりません。

この職員、具体的に特殊業務である消防を除いて、両市から派遣されている組合の職員が過去 10 年間、平均何年間在籍していたのか。これがまず 1 点目です。

また、施設の構築や修理などを行う際には、専門知識を持つ民間の業者と対等に交渉

できる能力が求められます。当然これができるようになるには経験を積むなどの職員育成が組合の中で行っていないと無理だと思いますけれども、組合として現在そうしたことを行っている事項等は何かありますでしょうか。

藤枝市の都市建設部などでは、その全てを調べたことではありませんけれども、上司である部長や課長は、他の部署と比べてほとんど異動することはありません。それによって知識を持って民間業者と執行部が対等に交渉できております。これは私自身、複数の業者からも聞いて実感していることです。組合で扱うごみ処理やし尿、浄化槽などは、すぐに職員がぱっと理解できるものではありません。経験、知識、技量、長年培ったものがないと、相手のプロであります民間業者とは対等に渡り合えないというふうに思います。短期間でこの両市からの派遣を繰り返す人事では、これがですね達成するのは不可能ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

ただ、かつては、組合はその必要性を感じて考えていたと思うのですが、独自の職員採用、プロパーといいますけど、独自の職員採用をしておりましたが、現在、このプロパー職員はたった1名です。通告ではゼロとしていますけれども、実際は斎場に1名いることが後に分かりました。

組合の事業として、今後、その中心となるのが、先日、皆さんも起工式に参加いたしましたけれども、クリーンセンターの本格工事です。工事が進む上で、これから業者からどのような要求が出てくるかは一切不明ですけれども、相手はプロですね、別に業者を疑っているわけではありませんけれども、やらなくてもいい工事ですとか理不尽な要求などがあった場合、素人では見抜くことができないわけですね。工事費がかさむことは、結局両市の市民の負担が増えることですので、黙って、はい、そうですかと済む話ではありません。こうした観点から独自採用を再開すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

一方、この看護学校では変化があります。独自採用の検討が始まっております。これは短期間の派遣では学校運営の軸となる人材の確保が困難からという判断に基づくものではないですか。同じことは他の部署に関しても言えることです。この観点からも、派遣中心の人事は再検討する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（山根 一議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（山根 一議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、御質問の「派遣中心の人事からの転換について」の3項目め、「組合事業に短期間の派遣職員で対応できるかについて」、このことでございます。

組合では、両市の市民生活に欠くことのできないごみ処理事業、し尿処理事業など、高度でかつ専門的な知識を必要とする事業を担っているところでございます。

組合に派遣されている職員は、その時期や事業に応じた専門性や経験に基づいて両市でそれぞれ選出されておりまして、派遣される以前には、市の職員といたしまして、現場での経験や研修などにより研さんを積むことで知識や技術を熟知し、市政に携わってきた職員であります。

組合派遣後もそれぞれの市で培った能力を十二分に発揮するため、プラント処理施設の先進地視察などを行いまして、そこで得た知識を組合施設の設計、建設工事や維持管理に反映し、事業を円滑に進めているところでございます。

次に、4項目めの「組合独自の職員採用を再開すべきではないか」、このことについてでございます。

組合では、これまでと同様、組合事業の推進に必要な不可欠な技量を持ち合わせた職員の派遣を継続的に両市から受けるとともに、適材適所の人員配置によりまして高度な事業に取り組んでまいります。

次に、5項目め、「派遣中心人事を再検討する必要があるのではないかについて」でございます。

看護専門学校では、現在、関係3病院から、臨床の経験が豊富かつ看護専門学校で教鞭を執るだけの知識と能力を有する中堅職員について、毎年決まった人数を派遣していただいております。

今後も3病院からは派遣を継続していただき、引き続き、将来を担う看護師育成のため、教育体制の充実に努めてまいります。

残りの項目につきましては、事務局長からお答えいたします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

（登 壇）

○事務局長（鈴木克彦） 私から、「派遣人事について」の残りの項目についてお答えいたします。

初めに、1項目め、「過去10年間の組合へ派遣された職員の平均在籍年数について」でございますが、両市から過去10年間で114人の職員が派遣され、平均在籍年数は3.12年でございます。

次に2項目め、「職員の育成について」であります。現在派遣されている職員は、派遣される以前に、それぞれの市の職員として様々な事業に携わり、また、多様な研修を受講し、見識を高めております。組合への派遣後も、両市が主催する研修の受講のほか、廃棄物処理施設技術管理者講習など、専門的な研修を受講することによって、さらに見識を高めるなど、組合として職員の育成に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員、よろしいですか。

はい、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） まず、ちょっと誤解のないように冒頭申し上げておきますけれども、私は、現在の組合の職員が無能であるとか、それから派遣元での仕事が意味がないとか、そういうことを言っているわけではございません。私の質問の趣旨は、浄化槽ですとかごみ処理、それから、そういった専門的知識を必要とする事業を組合は実施しておりまして、それらの工事を発注する立場にあるわけですね、組合は。受注するのはその道のプロであります民間業者になるわけですから、そこと対等に渡り合うには、そうした仕事にやはり長年携わっていないと、当然知識も経験も積むことができませんので、だからこそ、その組合独自の採用をすべきではないかというのが質問の趣旨です。

お答えとして、結局、10年間で両市から114名が派遣されており、平均の在籍年数が3年余りですね、在籍が。単純に言うと、これで対等に本当に渡り合うことができるかということなのですけれども、到底これは無理だと私、思います。ですから、そのお答えは、そういう数値でありながら、その派遣元であります両市でいろいろとその経験を積んでいると。そのもとで組合に派遣して、そこで研修とか講習なども受けて、見識を深めていることで対等に渡り合えるというふうなお答えが趣旨なのですね。一貫してそういうお答えです。

基本的なことだと思っておりますけれども、市の仕事と組合の仕事というのは本質的に違うはずなんです。だからこそ別の組織になっているはずなのですね。市のほうで幾ら研さん

を積んでも、それは無駄だとは言いませんが、市のほうで幾ら研さんを積んだところで、それがそのまま組合の仕事の中で生かされていることなのかと思います。全ての答弁に通じているのですけれども。その確認の上で、改めて、その短期間の派遣を繰り返す実態では、そういう対等に渡り合えることは不可能だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 短期間の派遣で専門知識を持つ業者に対応できるかという御質問でございますけれども、志広組といたしまして、見えている職員につきましては、それこそ、今、答弁させていただいたように、市のほうで十分研さんを積んだ職員でございます。

それで、両市に言えることだと思うのですけれども、市でやっている道路行政であったり、河川の行政だったり、それから浄化センターという、下水道ですね、そういう事業でありまして、そちらにつきまして、来ている職員というのは初めからそちらのプロではございません。来てから、そちらのほうの研修とか研さんを積むことによってプロになっていって、今、対等に対応できるようになっております。

同じように、こちらのほうに派遣された職員につきましても、基礎というものは市のほうの行政で出来上がっていますので、それをこちらに来てからの研さんでありますとか、それまでの引き継ぎであるとか、そういう中で十分な知識を有して対応しているということで、3年余りという短い期間ですけれども、十分対応できるものというように認識しております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ちょっと聞こえてない。何かわあわあ言っちゃって。まあ、いいです。直してもらえれば直してもらえばいいのですけれども。

あと、来てから研修、研さんを積むことで対等に渡り合えると。それは無理ですよ。やはり、私の質問の趣旨は、一貫して同じ職に就くことで、専門知識を持つ民間業者と対等に渡り合えるのではないかということなのです。来てから研修を積む、そういう有能な人ももちろんいますけれども、3年くらいでそういう研修を積むことで対等に渡り合えるかと。今のお答えでは、3年たったら、また元に戻る人が多いわけでしょう。それで新たにまた新しい人が来るわけでしょう。またそこから研修を始めるのですか。そ

れで対等に本当に渡り合えるのですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 一貫して同じ職場で、志広組の組織で働けばいかがかということなのですが、従前、志広組にも大勢のプロパー職員と言われる志広組だけにいる職員がいらっしゃいました。でも、その職員というのは、1つの部署、例えば、環境管理センターですか、それとか清掃工場であるとか、そこにずっといるわけではございません。志太広域事務組合のいろいろな組織の中で異動を重ねながら、志太広域事務組合としての経験を積んでいらっしゃる方なのです。石井議員がおっしゃるように、その一部門のスペシャリストというわけではございません。全体的には志広組のジェネラリストという全体的な管理をするような人間が出ております。

ですので、そちらの昔で言うプロパーにしても数年で異動を繰り返して、そこに異動したところで今までの経験であるとか、それから引き継ぎ、自己研さんによって一流の行政マンになっていったということになりますので、それは、今、両市から派遣されている職員と何ら変わりはないとこちらは感じておりますので、今までの対応で問題はないと感じております。

以上です。

○議長（山根 一議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ちょっとお答えがずれている。うん。

私は異動を聞いているのではない。お答えは、かつてはプロパーを採用していたのだけれども、異動はしていたというお答えなのです。私が聞いているのは、そんなことを聞いているのとは違うのですよ。一貫して同一の職に就くことで、専門知識を持つ民間業者と対等に渡り合えるのではないかということです。そのことに対してお答えがないのですよ。

これは志広組の職員、技術系に限らず、他の公務員も同様ですよ。いろいろ仕事ありますけれども、図書館司書とかね、保育士とか、生活相談員とかいろいろありますよ。でも、そういう職種においても同じことが言えるはずですよ。やはりそういう専門的な知識とその経験といったものがあってからこそ、スペシャリストといいますか、今、ジェネラリストみたいなことを言いましたけれども、いわゆるスペシャリストというやつですよ。そういうものが育っていくのは、これはもう公務員だけに限らず、民間業者においても同じ考えだと思いますよ。同じ部署で長年勤めた方がスキルをアップするの

は当たり前だと、それを言っているだけなのですよ。

その中で、組合が携わる事業は、巨額の支出が問われる立場ですから、派遣ではなく、独自採用して、一貫して同じ職に就ける対応をすべきではないかという趣旨なのです。独自採用をすれば異動がなくなるとか、かつて異動があったとか、そんなことを答えられても何の答えにもなっていないのですよ。

今すぐの転換を求めているわけではありません。全員そうしろとも言っているわけではありません。それは大変なことになりますから。後々のために、たとえ少数でもいいからそうすべきではないかということです。単純な話なのです。それに対して答えてください。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 一貫して同じ部署で勤めて、それで専門的知識を有して業者に対応するほうに人事行政を転換しようというお話ではございますけれども、もともと一貫してやるということに対して、メリットばかりではなくて、デメリットも多いと思っております。

その1つとしましては、1つに、同じ業者とずっと付き合うことによつての、昔から嫌われている癒着という問題であったり、それからあと、もう一つは、モチベーションが低下してしまうなどいろいろな課題はあると思います。その中で、事業、場所を移すことによつて全体の業務のほうも活性化しますので、一貫してやるということについては私のほうではやらない、それは反対でございます。

以上です。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） デメリットとして癒着があるとか、それからモチベーションが低下するとか、あなたね、そういう職員を疑いの目で見ることしかできないのですか。職員を疑いの目で見ることしかできないのですか。うん。私、別に難しいことを求めているわけではないのですよ。そんなことのデメリットでしか見ることができない。私は全部やれとは言っていない、先ほども言ったとおり。対等に渡り合える、その育成をすべきだということを言っているのですよ。それに対するお答えは結局ないのですね。

過去に、いわゆる藤枝環境管理センター、藤環の追加工事において、追加工事を発生したのです。あそこの藤環で。地中障害物があったという、その追加工事がありました。

て、結局、この追加工事に対しては、水 i n g ですね、水 i n g から追加工事費用として4,267万円の請求が来たのです、組合に。それだけ負担しろと業者は求めてきた。この負担に対して、組合は、パシフィックコンサルタンツ株式会社というところに委託をして、この負担額が適正かどうかの審査をお願いしているのですね。その結果、2,739万円になりました、4,267万円から。減らそうとして努力は見えますが、結局これは組合だけで、その相手のプロであります水 i n g からの請求が妥当かどうかという判断ができなかったからパシフィックコンサルタンツ株式会社に委託したのですよね。こういふときに、はっきりこの4,200万円が2,700万円でいいだろうという物事が言える立場の職員が、職員の育成が必要ではないかということを知っているのです。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 藤枝環境管理センターで過去にあった業者の請求に関してということで、そこで志広組のほうでは委託をして確認してもらったというお話でございますけれども、専門的な業務につきまして、こちらのほうで対応できない、または確認が正確にはできない場合には業務委託するということはこの自治体でも一般的に行われることだと思っております。そちらは正しい手続だと感じておりますので、志広組で独自採用した専門職、要するにプロパーの職員がいればそれに対応できたということではないと思っておりますので、こちらのほうは正しい手続だったと思っております。一貫して同じ部署にいる必要はないと感じております。

以上です。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） どこもやっているからいいと。完全に開き直りですよ、これでは。うん。

実際、結局そういうことでパシフィックコンサルタンツ株式会社に委託しなければ、組合の中に職員がいれば、このパシフィックコンサルタンツ株式会社にだってお金払ってらるわけでしょう、委託費用は。事業費かさんでいるのですよ、ここだけでも。

そういうお答え、どこの自治体もやっているからというお答えでそれをスルーするようでは認識が私は浅過ぎると思うね。

私は、先ほども言ったとおり、そういう認識では、これからどういう事態が起こるか、クリーンセンターで。膨大な金額になるわけですから、基礎工事だけでも。そういう認

識では私は危ういと思います。

一方で、この議会の事前説明を受けた際に、看護学校では、これまで両市から職員の、いわゆる中堅クラスの職員の派遣があつて、それらの負担解消のために独自採用を検討されたというレクを受けました。なぜ、じゃあ看護学校では検討が始まったのですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 中部看護専門学校につきましては、現在、両市の市立病院から各6名ずつ、それから、榛原総合病院から1名、合計13名を看護教員としてこちらへ派遣していただいております。

市立病院には、医師をはじめとしまして、看護師、薬剤師、それから放射線技師など、いろいろな職種、そちらの専門的な職ですね、いわゆるスペシャリストがチームとなって患者さんの治療に臨んでいるところでございます。

しかし、そんな専門職、スペシャリストの集団の中でも看護教員というものはございません。看護教員につきましては、もともと看護教員はどういう人がなれるかというのは、看護経験が5年以上ある方、それから、適正な専任教員として必要な研修を受講した者となっておりますので、私たちとしては、看護教員をお願いするとしたら市立病院しかないものですから、市立病院の看護師さん、5年以上の経験のある人に専門の研修を受けてもらう、こちら8カ月になりますけれども、その研修を受けてもらって派遣してもらっているということになります。

市立病院につきましては、その専門の職というのを派遣するためには、今、6人という中堅の職員が来ていただいていますし、次に派遣する職員がほぼ1年間研修という中で、職場を離れなければならないという現状がございます。そういったそれぞれの市立病院の負担を少しでも軽減したいというのが1つです。

もう一つですけれども、今、そういうふうをお願いして来ていただく看護教員の方ですけれども、大体5年間をめどに看護学校のほうに行ってくれというお願いの中で来ていただいている方々です。5年したらば病院のほうに戻ってしまうという前提であります。

中には、これまで看護教員として気に入ったので、そのままいたいという方もいらっしゃると思います。ただ、そういう人は本当に少数でございまして、ここ、あと10年もすれば、今、定年退職まで看護学校のほうにいてくれるという人はいなくなってしまう。そうすると、これまで培ってきた看護師の養成の、そちらのノウハウでありますとか、組

織としてのものが、崩れてしまうというか、脆弱になってしまうということで、新たに看護教員だけをやっていただく方の幹をつくりたいということで、今回、プロパー職員を採用したいということで検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） だから、看護教員とその市立病院の仕事は別なのですよ。別という判断をしたから、新たにその看護教員という職を募集して採用するというふうに検討を始めているわけでしょう。

先ほど言ったように、私は、市の仕事と組合の仕事は別じゃないかと聞いたのですけれども、お答えは、市で研さんを積んで、経験を積んで、組合に来て研修を受けたからそれでいいというのですよ、先ほどまでは。違いますか。さんざん言っておきながら矛盾していることを平気で言っているのですよ。違いますか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 市の行っている行政の仕事と組合のやっている行政の仕事、これは、もともとをたどれば、清掃工場であったり、それからし尿処理であったり、それぞれの市でやっているものが、それではお金がかかり過ぎるということで1つにまとまってやるというのがスタートラインだったと思います。それが、今、プロパーということでずっとやってきたわけですが、それはもともと両市のほうで培ったノウハウを持っている方々がなっているということで、そこら辺は何も問題はないと、何も矛盾している話ではないというように思っております。

以上です。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 別に組合の成り立ちを聞いているわけではないので。まともに答えてないのですよ。

市立病院のほうにその負担を軽減したいと先ほど言われましたね。この派遣というやり方は、結局、今まではその派遣先、組合の中の話をしてきましたけれども、派遣元であります派遣中心のやり方は、派遣元にも影響があるというやり方になるわけではないのですか。

○議長（山根 一議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 市立病院からではなくて、市役所からの派遣という意味でござ

いますと、志太広域事務組合というのは、行政の一部分、一部署ということの人事異動であるというふうに聞いておりますので、それは市の行政にその職員が来たからといって影響が出るものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（山根 一議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） これ以上言いませんけれども、今回、質問通告の締切りが10月2日でしたか。ちょっとごめん、ちょっと違うかもしれませんけれども、1カ月近くあるのですよ、検討期間が。この検討期間がありながらどれだけの検討がされたかと、ちょっとそれは言わざるを得ないのですね。

なぜこんなことを最後に言うかといえば、看護学校で検討が実際始まっているわけですね、派遣中心からの転換といったものが。だから、私の通告を見れば、かみ合った答弁が出てくるはずなのですよ、1カ月もあるのだから。でも、蓋を開けてみれば、今回は今日の今日までどういう答弁が出てくるか分かりませんでした。こういう答弁が出るというような話はありませんけれども、それではお答えになっていないということで、何度か返信をしたのですけれども、出てこないのですよ。こなかったのです。蓋を開けてみれば、こういう答弁というか、在り方は、何のための1カ月の検討期間かという思いを持ちますね。ええ。十分時間があつたわけですから、そういうことを真摯にちょっと受け止めていただきたいということは申し上げて、質問を終わります。

○議長（山根 一議員） 以上で、石井通春議員の一般質問は終わります。

これで、一般質問は終わります。

○議長（山根 一議員） 日程第2． 認第1号及び認第2号、以上、2件を一括議題いたします。

これから質疑を行います、通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案2件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午後3時31分 休憩

午後3時31分 再開

○議長（山根 一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案2件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、上程議案2件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山根 一議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和5年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

山根 一

会議録署名議員

杉 田 源 太郎

会議録署名議員

増 田 好 典